

# 大飯原発の乾式貯蔵施設の審査に関する質問書

## 周辺斜面の安定性評価を行うべき

### 地盤の断層評価を行うべき

2026年2月16日 美浜の会  
(2月19日版：2頁目1～2行の数値を修正)

原子力規制委員会委員長 山中伸介 様  
同委員 各位

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門 御中  
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門 御中

1月23日に関西電力の大飯原発の使用済燃料乾式貯蔵施設の審査会合が行われました。その審査内容に関して以下に質問します。2月24日までに、文書での回答を求めます。

#### 1. 周辺斜面の安定性評価を行っていないことについて

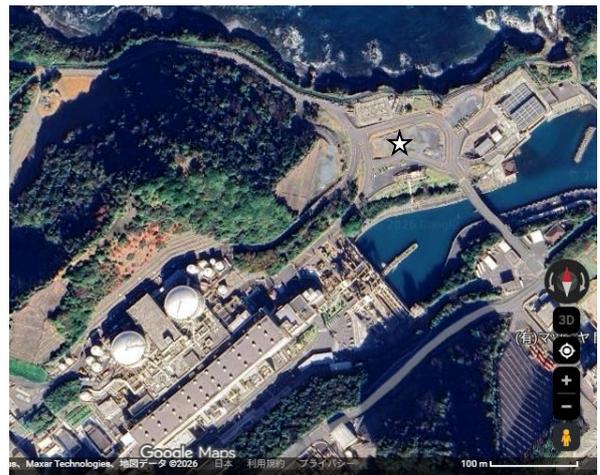
乾式貯蔵施設の西側には標高86mの高さの山があり、山裾は乾式貯蔵施設の近くに迫っている(右の写真)\*<sup>1</sup>。この山の敷地側斜面が崩れれば、土砂が乾式貯蔵施設に流れ込む危険性がある。

しかし関電は、安定性評価が必要な周辺斜面は存在しないと説明し、周辺斜面の安定性評価を行っていない。

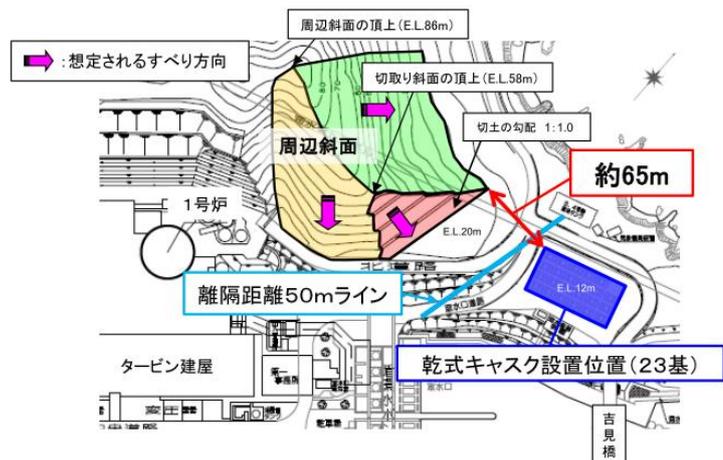
関電は、敷地側斜面の一部である「切り取り斜面」(右下図の薄赤色部)の下端から敷地までの離隔距離が約65mあるので土砂が敷地に到達しないとした。「原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術」による斜面崩壊土砂の到達距離は約50mあるいは斜面高さの約1.4倍という基準を基に、離隔距離が50mより大きいことを根拠とした。

山頂に近い自然斜面部分(緑・黄部分)は、敷地方向にはすべらないとした。しかし、傾斜方向などから推定したと思われる「想定されるすべり方向」が示されているが、なぜ敷地方向にはすべらないとまで言えるのか説明していない。

規制庁は、「切り取り斜面」の土砂の到達距離について斜面高さの1.4倍という基準の場合も記載するように求めた。この場合、「切り取り斜面」の



Google Maps より。☆マークは乾式貯蔵施設予定地



乾式キャスク及び周辺斜面の位置関係(平面図)

1月23日審査会合 資料1(11頁)より

頂上の高さ (E.L. 58m) と下端 (E.L. 20m) の差から、斜面高さを  $58-20=38\text{m}$  として (「E.L.」は標高)、必要な離隔距離は、 $38 \times 1.4=53.2\text{m}$  との計算を示した。

しかし、「切取り斜面」は山の一部であり、山頂はもっと高く、山裾は敷地に近い道路まで続いている。敷地は「切取り斜面」の下端より低い位置にある。周辺斜面を「切取り斜面」に限ることはできない。

(1-1) 山頂に近い自然斜面部分を含め敷地側斜面全体が乾式貯蔵施設の敷地の方向に崩れる可能性があるのではないか。

(1-2) 斜面の高さは「周辺斜面の頂上」(E.L. 86) までの高さ  $66\text{m}$  ( $=86-20$ ) として計算すべきではないか。この場合、土砂の到達距離は  $66 \times 1.4=92.4\text{m}$  となり、乾式貯蔵施設に達する可能性があるのではないか。

(1-3) 敷地側斜面全体の安定性評価を行うべきではないか。

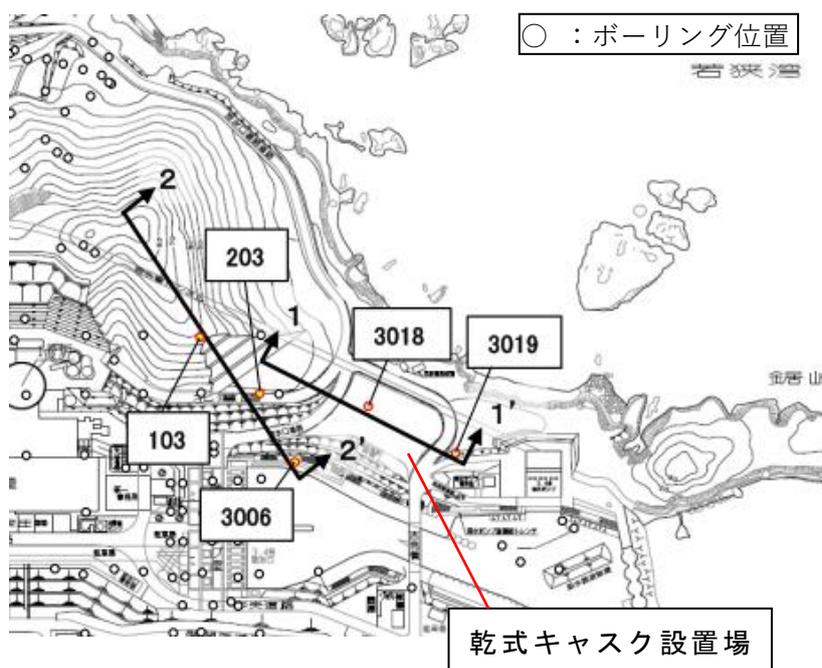
(※1) 敷地周辺の立体的な写真は、次を参照 (読売新聞オンライン 2024年6月26日)

<https://www.yomiuri.co.jp/pluralphoto/20240626-0YT1150158/>

## 2. 敷地の断層調査、地盤の評価を行っていないことについて

関電は、設置許可基準規則3条3項のただし書を適用し、「乾式キャスクの基礎地盤の評価は不要である」としている。しかし、断層調査を行わなければ、地盤にどんな変位や変形が生じるか具体的に想定できず、安全性の評価は行えない。

実際、ボーリング調査位置図 (審査会合資料1の15頁) でも、乾式貯蔵施設の予定位置では、ほとんどボーリング調査が行われていない。ボーリング調査の結果など、具体的な記載もない。



1月23日審査会合 資料1(15頁)より (一部加筆)

(2-1) 乾式貯蔵施設の敷地のボーリング調査を含む断層調査、地盤の評価を行うべきではないか

2026年2月16日 (2月19日版: 2頁目1~2行の数値を修正)

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (美浜の会)

大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 mihama@jca.apc.org